

<勤務条件>

【チャレンジ雇用就業員】

任用期間	令和8年11月1日～令和9年3月31日 ※年度単位での任用となるため、令和8年3月31日以降の任期の更新はありません。
勤務時間	午前8時30分から午後3時30分（休憩時間 正午から午後1時）
勤務日数	週5日（月曜日から金曜日）
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
給与	月額 152,830 円
手当等	条例等の定めるところにより、通勤手当が支給されます。
休暇	有給休暇8日を付与します。
社会保険	加入となります。 （健康保険及び厚生年金保険）
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日（実績に応じて支給する手当等は翌月21日） (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。